



8月16日14時00分公表

令和5年8月16日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年台風第7号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第4報】

1. 災害の概要

令和5年台風第7号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、京都府、兵庫県及び鳥取県は4市3町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【京都府】 福知山市 (ふくちやまし) 舞鶴市 (まいづるし) 綾部市 (あやべし)	8月14日	令和5年台風第7号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【兵庫県】 美方郡香美町 (みかたぐんかみちょう) 【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 八頭郡八頭町 (やづぐんやづちよう) 東伯郡三朝町 (とうはくぐんみささちよう)	8月15日	令和5年台風第7号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）